

## きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

同一世帯に2人以上の小学校就学前の子どもが**保育施設等**(注2)を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料は保育料金額表の上段の金額、2人目の子どもの保育料は下段の( )内の金額(上段の金額の半額)が適用され、3人目以降の子どもについては無料となります。

また保育料金額表の第2階層～第8A階層(ひとり親世帯等は第9階層まで)の世帯については、保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にするきょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とします。

### 【2・3号多子軽減の対象となる子どもの数え方】

※ひとり親世帯等は第9階層まで多子軽減の算定対象となります。

	例1			例2		
	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合	世帯状況	第8A階層までの世帯の場合	第8B階層以降の世帯の場合
第1子	小学校就学以上	1人目	対象外	小学校就学以上	1人目	対象外
第2子	保育施設等利用 3歳児	2人目	1人目	在宅児等(注3) 3歳児	2人目	対象外
第3子	保育施設等利用 1歳児	3人目(無料)	2人目(半額)	保育施設等利用 1歳児	3人目(無料)	1人目(全額)

(注2) 保育施設等とは…

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育事業です。

(注3) 在宅児等とは…

上記で示した保育施設等以外の施設(認可外保育施設等)を利用している児童や在宅児等を示す。

## その他の保育料の軽減

次の場合は、区の保健福祉センターに手続きすることで、保育料が軽減されることがあります。詳しくは区の保健福祉センターまでお問い合わせ下さい。

- ・市町村民税の減免を受けた場合
- ・扶養義務者が減少した場合
- ・その他、生活保護の受給開始、罹災など不測の事態により保育料の支払が困難になった場合など。

## 月途中での認定変更について

認定内容(就労・出産・育児休暇)の違いにより保育必要量が月途中で変更となった場合。

- 保育時間は認定内容に基づき月途中から変更されます。
- 保育料は翌月からの変更となります。

また、保育時間が標準時間から短時間に認定変更されると、短時間の枠を超えて保育を行う場合は別途延長保育利用料が掛かります。

## 実費徴収にかかる補足給付事業

※受付は各区保健福祉センターではできませんのでご了承ください。

「実費徴収に係る補足給付事業」とは、本市の定める保育料とは別に、各施設が徴収する費用(日用品・文房具の購入費用、遠足等の行事への参加費など)について、生活保護世帯及び保育認定里親世帯を対象に費用の一部を給付する事業です。

この事業を利用するためには、大阪市へ申請(申し込み)が必要です。

補足給付限度額

子ども一人あたり 月額2,500円(年額30,000円)

提出書類

大阪市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書

提出先およびお問い合わせ

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

「大阪市こども青少年局保育企画課(給付認定)」宛て

お問い合わせ：06-6208-8352